

社会福祉法人等指導監査主眼事項（入所者処遇・児童養護施設 乳児院 児童心理治療施設）

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
第1 基本方針	(1) 児童の支援について、個人の尊厳の保持を旨とし、児童・保護者の意向、希望等を尊重するよう配慮されているか。	適	否		児福監査指針「別紙1」-2(1)第1、児童基準条例4条1項
※他の項目に深刻な不備があった場合にのみ確認	(2) 児童の支援等について、児童の保護者等及び関係機関(児童委員、児童相談所、学校等)との連絡調整が図られているか。	適	否		児福監査指針「別紙1」-2(2)第1、児童基準条例4条2項、34条、67条、101条、児童養護処遇確保通知、児童施設内虐待防止通知
第2 支援	(1) 自立支援計画が、児童、保護者の意向を踏まえ、学校、児童相談所等関係機関との連携やケース会議等で児童の状況を把握・検討した上で策定されているか。 ◇ 入所後、数ヶ月間は児相が作成する「援助計画」で可	適	否	否	児福監査指針「別紙1」-2(1)第1-1-(1)ア、児童基準条例32、33条、63～65条、97～99条、児童養護施設等入所者の自立支援計画通知
1 自立支援計画	(2) 自立支援計画の策定後において、支援効果についての客観的な評価、アセスメントや計画(課題設定・目標設定・援助の方法等)の妥当性を検証し、必要に応じて計画の見直しが行われているか。 ◇ 少なくとも半年に1回アセスメント等が必要	適	否	否	
	(3) 生活指導、職業指導、家庭環境整備等について、退所後についても継続した対応が行われているか。	適	否		
2 支援の内容	(1) 子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。	適	否	否	児福監査指針「別紙1」-2(1)第1-1(8)、(9)、2(2)第1-1-児童入所施設、児童基準条例4条2項、6項、10条、11条、63条、97条、児童養護処遇確保通知、児企第9号、児童虐待防止法2条・3条、児童施設内虐待防止通知、運営指針通知
	(2) 生活指導、職業指導、学科指導等が適切に行われているか。(児童養護施設) 心理療法及び生活指導が適切に行われているか。(情緒障害児短期治療施設)	適	否	否	
	(3) 日々の処遇の中で、乱暴な言葉がけ、暴行、わいせつ行為、無視、行動の制限、強制、体罰など、虐待に当たる行為がないか。	適		否	
	(4) 児童を懲戒する際に身体的苦痛を与えたり、人格的辱めを加える等懲戒権の濫用に及ぶ行為がないか。 ◇ 「子どもの権利ノート」(家庭支援課作成)を活用し、入所児童に周知していること。	適		否	
	(5) 施設の運営規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止事項が盛り込まれているか。	適		否	
	(6) 施設内虐待等の早期発見、予防の取組のための体制が整備されているか。	適	否	否	

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
2 支援の内容	(7) 児童の権利擁護に関する施設内研修を実施するなど職員の資質の向上に努めているか。	適	否	否	
	(8) レクリエーション等が行われているか。	適	否	否	

	(9) 家族との連携、児童や家族からの相談に応じる体制がとられているか。また、相談に対する適切な助言・援助が行われているか。	適	否	否	
3 記録の整備	処遇に関する記録は適切に整備されているか。	適	否	否	児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(1)第1-1-(1)ウ
4 児童の健康診断	(1) 定期健康診断が実施されているか。 ◇ 入所時及び年2回実施	適	否	否	児福監査指針「別紙1」-2(2)第1-1-共通事項(1)、児童基準条例14条、学校保健安全法施行規則6条
	(2) 健康診断記録が適切に保管されているか。	適	否	否	
5 衛生管理等	(1) 適切な入浴等(週2回以上の入浴又は清拭)が確保されているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。	適	否	否	児福監査指針「別紙1」-2(1)第1-1(4)、(6)、2(2)第2-1共通事項(2)、児童基準条例12条、31条
	(2) 必要な医薬品等が整備・管理されているか。	適	否	否	
	(3) 医師(嘱託医)が配置され、必要な医学的管理が行われているか。	適		否	
	(4) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。	適	否	否	
	(5) 乳幼児突然死症候群の事故防止について配慮されているか。	適	否	否	
	(6) 施設において、感染症が発生、まん延しないよう必要な措置が講じられているか。	適	否	否	
6 生活環境等の確	(1) 居室等の温度・湿度・換気・採光や清潔保持について、配慮されているか。	適	否	否	児福監査指針「別紙1」-2(1)-第1-2ウ、児童基準条例4条5項
	(2) 施設における危険防止の措置が講じられているか。	適	否	否	
第3 入所 児預り金 の管理	(1) 預り金管理規程が適正に整備されているか。 ◇ やむを得ない理由により、施設が入所者(利用者)の金銭を預る場合	適	否	否	指導監査徹底通知5(4)エ、府預り金規程整備通知
	(2) 保管の申出は、本人又はその家族からの依頼書により行われているか。	適	否	否	府預り金規程3条2項

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
第3 入所 児預り金 の管理	(3) (2)の場合、複数の職員による立会のもとで依頼書の内容を確認し、預り証を交付しているか。	適	否	否	府預り金規程3条3項
	(4) 預り金に現金がある場合、速やかに入所者の預貯金通帳に入金しているか。	適	否	否	府預り金規程3条4項
	(5) 預り金管理規程に基づく帳簿が整備されているか。 ①入所者預り金台帳 ②入所者預り金出納帳 ③入所者立替用小口現金出納帳(入所者現金出納帳)	適	否	否	府預り金規程3条5項
	(6) 施設長は、各保管責任者を別々に定め、事務分掌においてその責任を明確にするとともに、それぞれ該当職員に辞令を交付しているか。	適	否	否	府預り金規程4条1～5項
	(7) 各保管責任者は、それぞれを別々の金庫に保管しているか。	適	否		府預り金規程4条6項
	(8) 通帳保管責任者は、保管する預貯金についての出納をすべて金融機関の入出金伝票により行っているか。 また、キャッシュカードを作成していないか。	適	否		府預り金規程4条7項
	(9) 入所者又はその家族から入金依頼があったときは、複数職員の立会のもとで入金依頼書を確認し、預り証を交付しているか。	適	否	否	府預り金規程5条1、2項
	(10) 入所者から出金依頼があったときは、複数職員の立会のもとで出金依頼書を確認し、施設長の決裁を受けてから出金しているか。 ◇ 立替購入の精算についても行うこと。	適	否	否	府預り金規程6条1項、7条4項
	(11) 出金した現金を複数職員の立会のもとで入所者に手渡し、受領書に入所者の署名を受けているか。 ◇ 署名ができない場合の代筆可	適	否	否	府預り金規程6条2項
	(12) 入所者立替用小口現金の取扱限度額は適正か。 また、取扱限度額を遵守しているか。	適	否		府預り金規程7条1項
	(13) 立替購入を行った場合、領収書(レシート)を保管しているか。 また、購入品を複数職員の立会のもとで入所者に手渡し、受領書に入所者の署名を受けているか。 ◇ 署名ができない場合の代筆可	適	否	否	府預り金規程7条3項
	(14) 施設長は、毎月1回以上入所者別に預り金等の点検を行っているか。	適	否		府預り金規程8条1項
	(15) 理事長は、施設長の点検状況について、四半期ごとに確認しているか。	適	否		府預り金規程8条2項

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
第3 入所 児預り金 の管理	(16) 監事は、預り金等の保管状況について定期的に監査を行い、監査報告書に記載しているか。	適	否		府預り金規程8条3項
	(17) 施設長は、四半期ごとに預り金等の入出金状況及び現在高を、入所者本人又は家族に報告しているか。	適	否		府預り金規程9条1項
	(18) 施設長は、入所者又は家族から預り金等について閲覧の申出があった場合は、速やかに提示しているか。	適	否	否	府預り金規程9条2項
	(19) 本来施設で負担すべきものを、入所者の預り金から支出していないか。	適		否	指導監査徹底通知5(4)エ
第4 その他	(1) 第三者評価を受診しているか。 ◇ 平成24年度から義務化	適		否	法78条1項、児童基準条例41条
	(2) 毎年度自己評価を行っているか。 ◇ 第三者評価を実施しない年は、第三者評価の基準項目に沿った自主点検を行っていること。	適		否	児童基準条例41条 雇児発0329第2号-2(2)

凡例) ▷=国、▶=府

【法令】

- ▷ 法 「社会福祉法」(昭和26年法律第45号)
- ▷ 児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号)
- ▷ 学校保健安全法施行規則 (昭和33年文部省令第18号)

【基準条例】 → 京都府条例

- ▶ 児童基準条例
「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例」(平成24年京都府条例第36号)

【監査指針】

- ▷ 児福監査指針
「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日付児発第471号 厚生省児童家庭局長通知)
- ▷ 指導監督徹底通知
「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日付雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

【その他通知】

- ▷ 運営指針通知
「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について」(平成24年3月29日付雇児発0329第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- ▷ 児童養護処遇確保通知
「児童養護施設等における適切な処遇の確保について」(平成9年12月8日付児家第28号 厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知)
- ▷ 児企第9号
「懲戒に係る権限の濫用禁止について」(平成10年2月18日付障障第16号・児企第9号 厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- ▷ 児童施設内虐待防止通知
「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」(平成18年10月6日付雇児総発第1006001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- ▷ 児童養護施設等入所者の自立支援計画通知
「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」(平成17年8月10日付雇児福発第0810001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)
- ▷ 雇児発0329第2号
「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成24年3月29日付雇児福発第0329第2号・社援発0329第6号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- ▶ 府預り金規程整備通知
「入所者預り金等の管理規程の整備について」(平成9年12月26日付9地域第1318号 京都府保健福祉部長通知)